

通達新旧対照条文

○鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について
 (平成15年3月18日 国総貨複第198号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一 第一種貨物利用運送事業の登録の申請等</p> <p>I (略)</p> <p>II 申請の方法等</p> <p>1 登録申請書 (略)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 規則第4条第2項第2号に規定する「利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し」については、申請時において契約が締結されていない場合には、<u>契約書(案)</u> (契約書(案)の場合は、登録日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに) 契約書の写しを提出させること)に代えることができる。</p> <p>(四) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。)の使用権原を有することを証する書類(宣誓書)を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事</p>	<p>一 第一種貨物利用運送事業の登録の申請等</p> <p>I (略)</p> <p>II 申請の方法等</p> <p>1 登録申請書 (略)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。)の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事業計画の変</p>

業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

III 登録(変更登録)に当たつての具体的処理基準

(略)

1 事業計画(施設)の適切性

(一) 使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(2) (略)

2 (略)

二 第二種貨物利用運送事業の許可の申請等

I (略)

II 申請の方法等

(略)

1 2 (略)

3 添付書類

(一) (略)

(2) 規則第19条第1項第1号に規定する「利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し」については、申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案) (契約書(案)の場合)、許可日までに(新設法

更の届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(4) (略)

III 登録(変更登録)に当たつての具体的処理基準

(略)

1 事業計画(施設)の適切性

(一) 使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

(2) (略)

2 (略)

二 第二種貨物利用運送事業の許可の申請等

I (略)

II 申請の方法等

(略)

1 2 (略)

3 添付書類

(一) (略)

人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）に代えることができる。

- (3) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。）の使用権原を有することを証する書類（特定二種の集配営業所等以外については宣誓書）を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(4) (略)

III 許可（事業計画変更認可）に当たつての具体的処理基準

(略)

1 鉄道輸送との接続の適切性

(一) (略)

- (2) 鉄道運送事業者又は鉄道に係る貨物利用運送事業者との間に、定型的な貨物の託送に関する業務取扱契約が締結されていること又は締結の予定があること（この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）。

2 事業計画の適切性

- (一) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているもので

- (2) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。）の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(3) (略)

III 許可（事業計画変更認可）に当たつての具体的処理基準

(略)

1 鉄道輸送との接続の適切性

(一) (略)

- (2) 鉄道運送事業者又は鉄道に係る貨物利用運送事業者との間に、定型的な貨物の託送に関する業務取扱契約が締結されていること。

2 事業計画の適切性

- (一) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているもので

あること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(2) (略)

3 事業適確遂行能力

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

4 集配事業計画の適切性

(削る)

(1) (略)

(2) 集配業務を他の者に委託する場合

・受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること若しくは締結の予定があること（この場合、契約書（案）（契約書（案）の場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）又はこれと同等のもの）と認められ得ること。

・受託者が鉄道に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は鉄道貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物

あること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

(2) (略)

3 事業適確遂行能力

(1) (略)

(2) 過去数年間の健全経営

過去3か年程度法人の経常収支が健全であること。（新たに法人を設立する場合にあっては、健全な経営が行われるものと認められるものであること。）

(3) (略)

4 集配事業計画の適切性

(1) 集配体制

集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整っていること。自己の車両で集配をする場合にあっては、当該集配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。

(2) (略)

(3) 集配業務を他の者に委託する場合

・受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること又はこれと同等のもの）と認められ得ること。

・受託者が鉄道に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は鉄道貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物

自動車運送事業者であること。

5
(略)

自動車運送事業者であること。

5
(略)